平成 29 年度における下請代金支払遅延等防止法の運用状況及び下請取引の適正化への取組等（詳細版）

平成 30 年 8 月 27 日
中　小　企　業　庁

はじめに

中小企業庁では、親事業者に対する書面調査や立入検査の実施、これらの結果を踏まえた改善指導や公正取引委員会への措置請求など下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行っているところであり、平成 29 年度の下請取引の適正化のための取り組みは、以下のとおりである。

１．下請法に基づく取締状況

（１） 中小企業庁長官からの公正取引委員会に対する措置請求

親事業者に対する立入検査によって明らかとなった違反行為の中で、特に下請事業者に対する影響が重大である案件については、下請法第 6 条に基づき中小企業庁長官から公正取引委員会に対して措置請求を行うとともに企業名を公表しているが、平成 29 年度においては、1 件（平成 28 年度 0 件）の措置請求を行った。（[表 1] 参照）。

[表 1] 公正取引委員会に対する措置請求案件

件 名	概 要	違反法条	措置請求日
Y㈱に対する件	コンビニエンスストア事業において、消費者に販売する食料品（弁当，麺類等）等の製造を下請事業者に委託しているところ、「ベンダー協賛金」等を下請代金の額から差し引く等，下請代金の額を減じていた（下請事業者 10 名、総額約 4,622 万円）。	第 4 条第 1 項第 3 号（減額の禁止）	平成 29 年 4 月 14 日

（２）書面調査等の状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請法の違反行為の把握に努めており、「下請代金の不当な減額」、「支払遅延」などの下請法上の 11 の禁止行為（以下「実体規定関係」という。）に該当する行為や発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務等（以下「手続規定関係」という。）に違反している事実等が確認された場合には、親事業者に対して指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた下請代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成 29 年度には、親事業者 44,620 社（平成 28 年度 45,507 社）に下請事業者 74,927 社（同 255,148 社）を加えた計 119,547 社（同 300,655 社）に対して書面調査を実施した。

また、中小企業庁及び地方の各経済産業局では、下請事業者から下請法に違反するおそれのある事業者についての情報提供・申告の受付を随時行っており、平成 29 年度は 179 件（同 129 件）を受け付けた（[表 2] 参照）。

（３）立入検査による改善指導の状況

平成 29 年度は 958 社（平成 28 年度 1,006 社）に対して立入検査を実施し、そのうち 867 社（同 900 社）に対して書面により改善指導を行った（［表 2］参照）。

また、違反が認められた親事業者のうち 270 件に対しては、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息等について、合計で約 251 百万円（同 230 百万円）の返還を指導した（［表 3］参照）。違反の内容としては、実体規定関係の禁止行為の違反として「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」が、また、手続規定関係の義務違反として発注時の書面の不備や未交付が多く見られ（［表 4］及び［別紙 1］参照）、これら禁止行為や義務違反に対し、改善指導を行った。また、下請法の違反行為が今後生じることのないよう、これらの親事業者に対して、社内における体制整備など再発防止についての指導を行った。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）及び下請法の間で密接な協力体制を構築することにより、より効果的で効率的な運用を確保することとした。

［表 2］下請法の運用状況

年度 / 事項	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
書面調査･申告	240,688	203,388	300,784	※119,726
うち申告	63	102	129	179
指導文書発出	7,096	7,933	7,872	7,646
立入検査等	1,115	1,053	1,006	958
改善指導措置	999	955	900	867
公取委への措置請求	1	0	0	1

※　本年 7 月に平成 29 年度追加調査として下請事業者 129,825 社に書面調査を発送済み。平成 29 年度分として計 249,372 社に対し書面調査を実施した。

［表 3］減額した下請代金の返還、支払遅延に係る支払遅延利息等の支払状況

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
返還額（百万円）	211	216	230	251
親事業者数	288	270	296	270

［表 4］改善指導措置の内訳　（単位：件）

内訳＼年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実体規定違反合計		701	711	579	689
	受領拒否	4	3	2	3
	支払遅延	278	341	280	314
	下請代金の減額	256	233	204	247
	返品	15	15	5	9
	買いたたき	37	31	19	25
	購入・利用強制	5	6	4	7
	報復措置	0	0	0	0
	有償材の早期決済	30	23	13	17
	困難手形	65	48	47	46
	利益提供要請	10	9	5	21
	やり直し	1	2	0	0
手続規定違反合計		1,703	1,649	1,544	1,502
	書面不備・未交付	911	886	840	804
	書類未保存	792	763	704	698

［表 5］改善指導措置における実体規定関係違反件数の推移

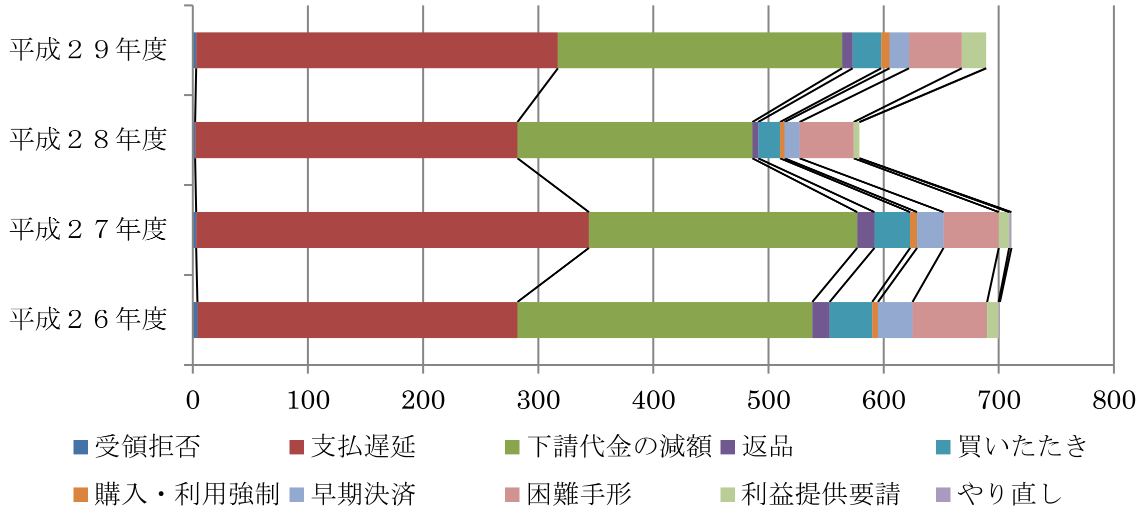

［表 6］改善指導措置における手続規定関係違反件数の推移

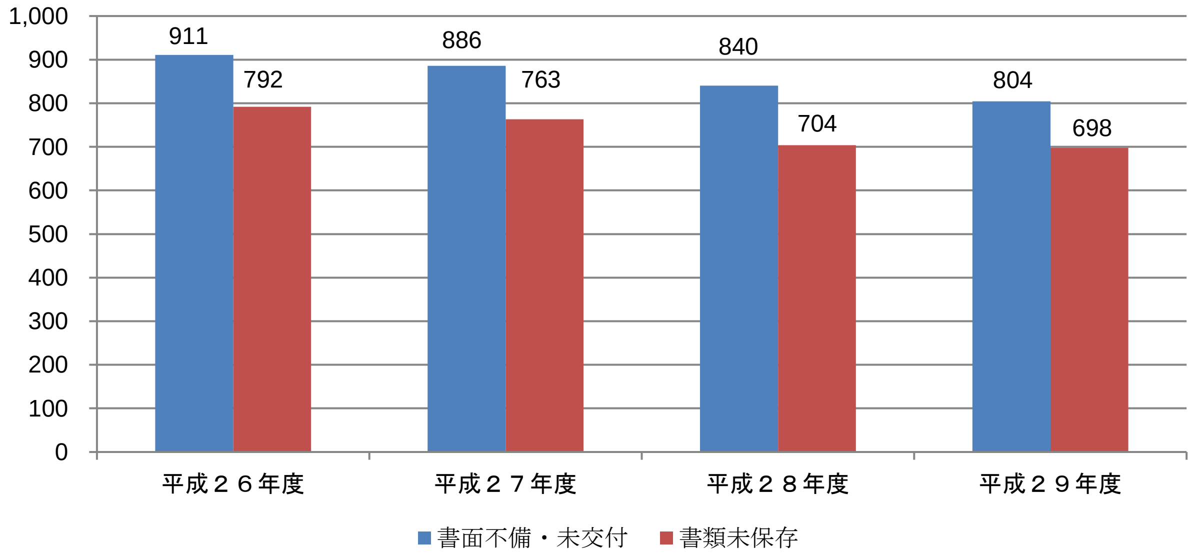

２．下請かけこみ寺事業の実施状況

企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、財団法人全国中小企業取引振興協会（現在は公益財団法人）と全国 47 都道府県下請企業振興協会に下請かけこみ寺を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。これまで、全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

（１）下請かけこみ寺の相談受付件数

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 29 年度の相談実績は 6,838 件（平成 28 年度 6,583 件）となっており、その内容は「下請法」に関する相談件数が 997 件（同 812 件）、「建設業」に関する相談件数が 1,560 件（同 1,395 件）、「その他」※が 4,281 件（同 4,376 件）となっている。

また、弁護士による無料相談を、平成 29 年度は 601 件（平成 28 年度は 627 件）受け付けている。

※ 法令に関する質問等

（２）ＡＤＲの実施

全国の弁護士約 170 名を下請かけこみ寺に登録し、本部が主導して各地でＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）を行い、平成 29 年度は 14 件（平成 28 年度 21 件）の案件に対応した。

【調停事例】

Ａ社は、Ｂ社から電子部品製造装置の製造委託を受け、納品したところ、要求した性能が満たされていないとの理由で、代金 3,500 万円に対して減額を要求されてい

る。
（和解内容）
取引事業者の資本金区分と、取引内容から、下請法が適用されることを確認した上で、下請法で禁止されている「下請代金の減額」のおそれがあることを踏まえ、A 社は B 社の発注、指示に問題があったと申立てた。B 社は装置性能に対しては、A 社に責任があると主張していたが、調停人より「双方の言い分はわかるが、冷静に話し合ってはどうか」との助言があり、調停人を交えて当事者が話し合ったところ、4 ヶ月間の調停を経て、B 社が和解金として 2,500 万円を支払うことで、和解が成立した。

３．取引条件改善に向けた取組

（１）「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の開催

取引条件の改善、最低賃金の引上げ、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足など、中小企業・小規模事業者を取り巻く諸課題に対応するため、平成 29 年 9 月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」を内閣官房副長官の下に設置して、省庁横断的に必要な検討を行っている。
※連絡会議の資料については以下の URL を参照。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/

（２）世耕プラン等に基づく取組

親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を目的として、平成 28 年 9 月に公表した対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）等に基づき、平成 29 年度においても様々な取組を実施した。

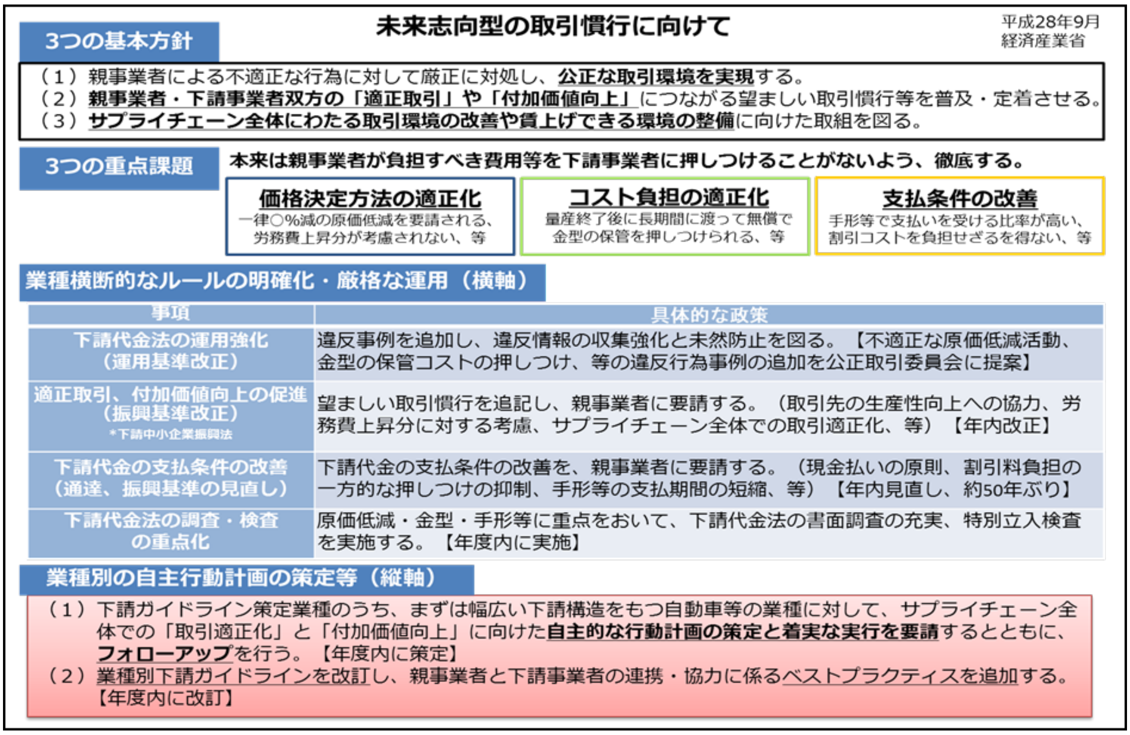

①業種別の自主行動計画の策定等

幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請し、平成 30 年 4 月末までに、12 業種 30 団体が策定した。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.htm

②取引調査員（下請Ｇメン）による訪問調査

平成 29 年 1 月より、経済産業省において、全国に 80 名規模の取引調査員（下請Ｇメン）を配置し、年度目標として 2,000 件以上、全国の下請中小企業を訪問してヒアリングを実施。平成 29 年度は 2,727 件のヒアリングを実施した。ヒアリングで聞き取った内容については、秘密保持を前提として必要に応じ、個社又は業界団体にフィードバック等を行うなど改善につなげるとともに、下請法違反の疑いがある場合には検査に移行するなど、適正取引に向けた取組を強く促していく。

③型管理のアクションプランの公表（平成 29 年 7 月）

経済産業省設置の研究会において、型の廃棄、保管料支払い、マニュアル整備等の具体的な「アクションプラン」を取りまとめた。「アクションプラン」の方針として、「不要な『型』を廃棄すること」「保管が必要な『型』の管理費用の支払等についての協議を行うこと」などを取り決めている。

④自主行動計画のフォローアップ調査結果及び下請Ｇメンによるヒアリング調査結果の公表（平成 29 年 12 月）

昨秋、経済産業省所管の 6 業種 18 団体自ら「自主行動計画」のフォローアップ調査を行った結果と、下請Ｇメンによる下請中小企業ヒアリングの結果を突き合わせ、昨年 12 月に公表した。

調査結果では、自動車業界を中心に、手形払いの現金化など「自主行動計画」に基づく取組により着実に成果が出てきている一方、改善の動きが鈍い業界も見受けられた。

⑤更なる取組の要請（平成 30 年 1 月～）

上記④の調査結果を踏まえ、取組の鈍い業界については、世耕大臣より、直接、業界トップに対しさらなる改善努力を要請。また、自主行動計画の策定業種拡大を図っていく。また、下請Ｇメンヒアリング調査等で明らかになった金型の分割払い問題など新たな課題に対して、関係省庁と連携して対応していくとともに、下請中小企業振興法「振興基準」の改正などについても検討していく。

⑥下請等中小企業における取引条件の改善状況調査（調査期間：平成 30 年 1 月～平成 30 年 3 月）

受注側事業者 60,450 社、発注側事業者 6,150 社を対象に「世耕プラン」に基づく関連法令の基準改正等とこれを踏まえた「自主行動計画」の浸透状況を調査する目的で実施した。また、今回の調査では、現在直面している人手不足の状況や「働き方改革」にかかる

影響などについても併せて調査を行った。
※調査結果については以下の URL を参照。
http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180605002/20180605002.html

４．下請取引適正化の推進

（１）講習会等の開催

①下請法講習会

下請法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を対象として講習会を開催した（[表 8］参照）。

②下請取引適正化推進月間（11 月）

下請法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及･啓発事業を集中的に実施している。

平成 29 年度は、「下請取引適正化推進月間」を効果的に PR するため、応募作品の中から、特選 1 点、入選 4 点を決定。特選作品の**「取引条件　相互に築く　未来と信頼」**をキャンペーンの標語として、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための下請取引適正化推進講習会の開催等下請法の周知を図った（[表 8］参照）。

③下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2017

下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2017 を全国 8 会場で開催し、企業の調達担当者等が参加した。

シンポジウムでは、下請法・独禁法に詳しい弁護士による下請法とコンプライアンスの取組に関する基調講演や、企業から取引先との取引環境改善に向けた独自の取組について紹介、さらには「中小企業の公正な取引環境の実現に向けて」と題したパネルディスカッションでは、弁護士、企業、国のそれぞれの立場からサプライチェーン全体で生産性を向上し、付加価値を高めていくための取組などについて議論が行われた（[表 8］参照）。

④価格交渉サポートセミナー

下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への見積もり提出や価格交渉を行う上で、必要な価格交渉ノウハウ、基本的な法律の知識について解説するセミナーを開催した（[表 8］参照）。

［表 8］講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
● 下請法講習会	307 回	6,565 名
● 下請取引適正化推進講習会	29 回	3,360 名
● 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	8 回	1,136 名
● 価格交渉サポートセミナー	83 回	2,116 名

（２）下請取引の適正化に係る通達の発出

平成 29 年 11 月 15 日、下請事業者との十分な協議による適切な対価の決定、年末の金融繁忙期における資金繰りへの配慮など、下請取引の適正化を要請するため、親事業者約 21 万社及び関係事業者団体約 650 団体に対して、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で文書を発出するとともに、下請中小企業振興法に定める「振興基準」の遵守、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体 892 団体に対して、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で文書を発出した。

（３）下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請取引ガイドライン）

下請法による取締りにとどまらず、業種横断的な下請法のルールを各業種に浸透させ、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要であるとの認識の下、①「素形材」、②「自動車」、③「産業機械･航空機等」、④「繊維」、⑤「情報通信機器」、⑥「情報サービス・ソフトウェア」、⑦「広告」、⑧「建設」、⑨「トラック運送」、⑩「建材･住宅設備」、⑪「放送コンテンツ」、⑫「金属」、⑬「化学」、⑭「紙・紙加工品」、⑮「印刷」、⑯「アニメーション制作」「食品製造・小売（⑰豆腐・油揚製造）、（⑱牛乳・乳製品製造）」の 18 業種において、下請取引ガイドラインを策定している。

さらに、取引改善に向けた取組やガイドラインの浸透のため、平成 29 年度においても、下請取引ガイドライン説明会（［表 9］参照）を行うなど、その普及啓発を行った。

※18 業種の下請取引ガイドラインは以下の URL を参照。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm

［表 9］業種別の下請取引ガイドライン説明会の開催実績

業　種	開催回数	業　種	開催回数
素形材	6	トラック運送	6
自動車	16	建材・住宅設備	10
産業機械・航空機等	30	放送コンテンツ	7
繊維	2	金属	5
情報通信機器	4	化学	13
情報サービス･ソフトウェア	18	紙・紙加工品	2
広告	12	印刷	11
建設	22	アニメーション制作	4
食品	2		-
		合　計	170 回
			3,625 名

［別紙１］

平成 29 年度における主な指導事例

1. 下請代金の支払遅延（下請法第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
放送業	A 社は、某下請事業者との取引において、「毎月 20 日検収締切り翌月 15 日現金払い」の支払制度の下、受領した成果物に係る下請代金が 60 日を超えて支払われていた事例が見受けられた。
各種商品小売業	B 社は、某下請事業者との取引において、「納品後毎月末日締切翌月末日支払」の支払制度の下、受領した日から 60 日を超えた日で支払われている事例が見受けられた。

2. 下請代金の減額（下請法第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
繊維工業	C 社は、某下請事業者との取引において、「仕入割戻」の名目で下請代金から控除した金額を支払っていた。
建築材料・鉱物・金属材料等販売	D 社は、某下請事業者との下請取引（製造委託）において、給付の受領後に当該下請事業者に値引きを要請し、下請代金から控除していた。

3. 返品（下請法第 4 条第 1 項第 4 号）

業 種	概 要
その他の卸売業	受入検査で発見することが容易でない瑕疵がある場合に返品することができるのは受領後 6 か月（一般消費者に対する 6 か月を超える保証期間を定める保証がある場合、それに応じて最長 1 年）以内に限られているところ、E 社は、某下請事業者との取引において、受領した製品に瑕疵があったことを理由に 1 年を超過して返品していた。

4. 買いたたき（下請法第 4 条第 1 項第 5 号）

業 種	概 要
電気機械器具製造業	F 社は、某下請事業者と発注数量別に単価合意している下請取引の発注に際し、単価 1,600 円で発注すべきところを単価 800 円で発注している事例が見受けられた。

5. 購入・利用強制（下請法第 4 条第 1 項第 6 号）

業 種	概　　要
生産用機械器具製造業	G 社は、自社が仕入れた納品伝票の購入額を上回る額で下請事業者に同納品伝票を購入させていた。

6. 有償支給材料等の対価の早期決済（下請法第 4 条第 2 項第 1 号）

業 種	概　　要
食料品製造業	H 社は、某下請事業者との取引において、有償支給材を提供して製造された製品が当該有償支給材を提供した約 3 か月後に納入されたが、当該有償支給材の代金は、当該有償支給材が提供された某月と同じ時期の支払い代金と相殺されていた。
業務用機械器具製造業	某下請事業者との取引において、I 社が当該下請事業者に支給した有償支給材を使用した製品は某月に納入されたが、当該支給品の代金は某月の前月分の成果物の代金と相殺されていた。

7. 割引困難な手形の交付（下請法第 4 条第 2 項第 2 号）

業 種	概　　要
ゴム製品製造業	J 社は、某下請事業者との取引において、下請代金の支払い方法が手形払いとなっているが、当該手形の交付日から満期日までの期間が 130 日となっていた。
金属製品製造業	K 社は、下請事業者との取引において、下請代金の支払い方法が手形払いとなっていたが、当該手形の交付日から満期日までの期間が 125 日となっていた。

8. 不当な経済上の利益の提供要請（下請法第 4 条第 2 項第 3 号）

業 種	概　　要
鉄鋼業	L 社は、某下請事業者との取引において、L 社が貸与している金型につき、部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、金型の保管に係る負担額及びその算出根拠を明確にせず、当該下請事業者に無償で保管させたまま当該部品の発注を長期間行っていない事例が見受けられた。
電気機械器具製造業	M 社は、某下請事業者との取引において、M 社が所有する金型等について某下請事業者から廃棄等の要望を受けていたにもかかわらず、特段の理由なく、当該金型等の保管・メンテナンス等に要する費用を考慮せず無償で保管させていた事例が見受けられた。また、一部の金型については、廃棄・返却処理を行ってはいるものの当該廃棄等に係る費用を負担していない事例が見受けられた。

［別紙 2］

下請代金支払遅延等防止法の概要

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的とする特別法として、昭和31年に制定された。

（１） 下請法の目的

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

（２）親事業者、下請事業者の定義（下請法第 2 条第 1 項～第 8 項）

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等

親事業者		下請事業者
資本金３億円超	→	資本金３億円以下 （個人含む）
資本金１千万円超３億円以下	→	資本金１千万円以下（個人含む）

② 情報成果物作成・役務提供委託（①を除く。）

親事業者		下請事業者
資本金５千万円超	→	資本金５千万円以下（個人含む）
資本金１千万円超５千万円以下	→	資本金１千万円以下（個人含む）

（３）親事業者の義務（下請法第 2 条の 2、第 3 条、第 4 条の 2、第 5 条）及び禁止行為（第 4 条第 1 項、第 2 項）並びに調査権（第 9 条）及び勧告措置（第 7 条）

① 義務

ア 注文書の交付義務（第３条）
イ 書類作成・保存義務（第５条）
ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
（給付を受領した日から６０日の期間内）
エ 遅延利息支払義務（第４条の２）

② 禁止行為
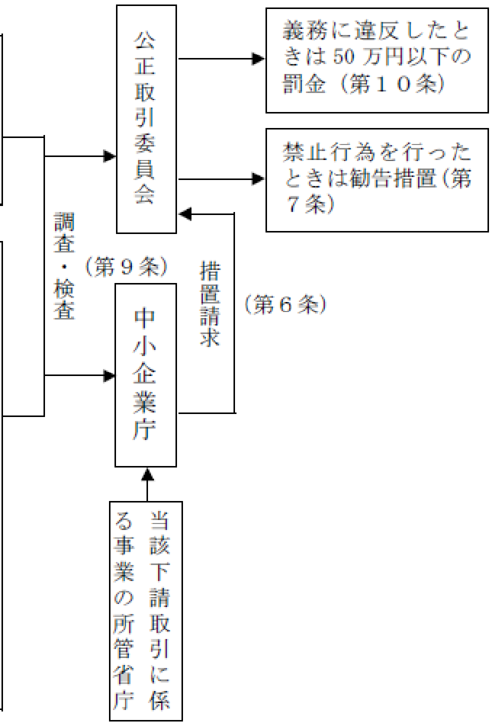
ア 受領拒否の禁止（第４条第１項第１号）
イ 下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）
ウ 下請代金の減額の禁止（第４条第１項第３号）
エ 返品の禁止（第４条第１項第４号）
オ 買いたたきの禁止（第４条第１項第５号）
カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
（第４条第１項第６号）
キ 報復措置の禁止（第４条第１項第７号）
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
（第４条第２項第１号）
ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）
コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
（第４条第２項第３号）
サ 不当なやり直し等の禁止（第４条第２項第４号）